

北信総安第18号の2
令和3年12月7日

関係団体 各位

北陸信越運輸局長
(公 印 省 略)

降積雪期における防災態勢の強化等について

標記につきまして、別添のとおり国土交通事務次官より通知（令和3年12月3日付け国官運安第208号、国水防第268号）がありましたので、降積雪期における防災態勢の強化および災害の防止について了知いただくとともに、貴傘下会員等に対し周知方お願いいたします。

国官運安第 208 号
国水防第 268 号
令和 3 年 12 月 3 日

北陸信越運輸局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

降積雪期における防災態勢の強化等について

貴職におかれては、冬期における防災対策について日頃から尽力されているところであるが、今般、中央防災会議会長（内閣総理大臣）より、「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和 3 年 11 月 26 日付 中防災第 39 号）（以下、「中央防災会議会長通知」という。）が別添のとおり発出された。

これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、中央防災会議会長通知及び別紙に掲げる事項を踏まえ、降積雪期における防災態勢について留意し、災害の防止について遺漏のないよう措置されたい。

また、近年の大雪による教訓を踏まえ、気象情報等を活用して、早期の体制の確保やきめ細かな情報提供等に努めるとともに、大雪時には関係機関との連携等により迅速かつ的確に応急対応を行うよう徹底されたい。

これらの施策の実施にあたっては、高齢者等の要配慮者や関連施設に十分配慮して対処願いたい。

なお、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、体制の整備に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 11 月 19 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないように、新型コロナウイルス感染防止策を講じられたい。

併せて、貴管内における所管施設に係る許可工作物等の管理者及び関係事業者に対しても、この趣旨を周知徹底されるようお願いする。

(別 紙)

令和3年度降積雪期における防災態勢の強化についての留意事項

○国土政策関係

- ・雪下ろし等除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起や安全で円滑な雪処理体制の整備について、関係機関と連携し支援に努めること。

その際、国土交通省及び内閣府（防災担当）のホームページに、除雪作業中の事故対策のための啓発資料を掲載しているので、必要に応じ活用すること。

[国土交通省ホームページ]

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000139.html

[内閣府（防災担当）ホームページ]

<http://www.bousai.go.jp/setsugai/index.html>

○都市関係

- ・積雪等に対する公園施設の安全対策、除雪作業時の公園利用者に対する安全確保など、都市公園の安全管理に万全を期すこと。

○水管理・国土保全関係

- ・融雪出水や雪による河道埋塞等に伴い災害が発生するおそれがあることから、巡視・点検等による河川管理施設の適切な維持管理に努めること。
- ・河川内等の工事について、融雪出水のおそれがある中で施工することが特にやむを得ないものについては、「出水対策について」（令和3年5月21日付 国水防第62号 水管理・国土保全局長通知）等を参考に、適切な措置を講じること。
- ・雪崩、土砂災害等が発生するおそれがあることから、巡視・点検、危険防止のための措置等の実施による、砂防関係施設等の管理の強化に努めること。
- ・冬期風浪による高波等の影響により、災害が発生するおそれがあることから、巡視・点検等による海岸保全施設の適切な維持管理に努めること。
- ・気象・防災情報を把握し、災害発生または発生するおそれがある場合には、地方公共団体への情報提供を適時適切に行うとともに、リエゾン（情報連絡員）派遣による連絡調整、広域派遣も考慮した TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣・受援に向けた調整、被害状況調査や除雪、技術的支援の実施等、迅速的確な対応に努めること。特に、普段雪害が少ない地域においては、早期の体制確保及びリエゾン・TEC-FORCE の迅速な派遣に努めること。
- ・情報連絡体制の整備並びに水防体制及び警戒避難体制整備の推進など災害の防止に努めること。
- ・許可工作物等の施設被害が発生した際には、速やかに施設管理者から河川管理者又は海岸管理者へ情報連絡を行うよう連絡体制の確保に努めること。
- ・地域住民等による雪下ろしの円滑化を図るため、河川敷における雪捨て場の確保について、関係機関と連携し支援に努めること。

- ・下水道施設の維持管理における作業の安全管理の徹底及び事故防止のための点検等により、維持管理体制のより一層の強化に努めること。
- ・下水道終末処理場においては構造物の設計積雪深を改めて確認した上で、実際の積雪深との比較を行うことにより構造物の安全性等を確認すること。
- ・下水道施設を活用した消融雪施設について、十分機能を発揮するよう、点検等を行うこと。

○道路関係

- ・気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況を適切に把握するとともに、情報連絡本部の設置など関係道路管理者等で共有する体制を構築し、道路の除雪等を安全かつ適切に行うこと。特に、集中的な大雪等において大型車の立ち往生等が発生又は発生するおそれがある場合においては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、引き続き流入する交通による更なる立ち往生車両等の発生を防止するため、大雪に関する緊急発表を行い、ドライバー等に出控え、広域迂回等を促すとともに、他の道路管理者及び各都道府県警察と連携の上、計画的・予防的な通行止め措置を行い、集中的な除雪作業に努めること。
- ・あわせて、道路管理者及び関係機関は、通行止め予測等の情報提供や、広域迂回及び需要抑制の呼びかけを、内容を具体化して繰り返し実施するとともに、道路情報提供装置やツイッター等のSNSを活用するなど道路利用者等に対する適時適切な情報提供に努めること。
- ・他の道路管理者等と連携してタイムラインを策定するとともに、大雪時に予防的な通行止めを実施する区間をあらかじめ設定し、所要の除雪機械等の確保並びに適切な配置を行って、初動期に迅速に除排雪作業を行うよう努めること。また、車両待機所、資機材、燃料等の確保のため、関係機関及び民間企業との災害時における協定の締結等、除雪体制の強化を図ること。
- ・各出先機関や委託業者も含め、除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制及び復旧体制について、再確認及び徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。
- ・地域の除排雪能力を超過するような大雪が予想される場合は、関係機関と連携し、他の地域から資機材の派遣をする等広域除排雪支援及び受援の体制構築に努めること。
- ・雪崩等の危険箇所の状況について、専門家の協力を得るなどにより点検を行うとともに、危険防止のため必要と認めるときは直ちに事前通行規制の措置を執るなど、迅速かつ適切に対応すること。
- ・降雪時には、スタッドレスタイヤを装着するとともに、チェーンの携行又は装着を行うよう呼びかけた上で、気象予報、路面の状況、降雪状況等を勘案して、各都道府県警察と道路管理者が緊密に連携の上、現地での車両の確認措置を含むタイヤチェーン装着指導等の実施に努めること。また、他の地域を含む関係機関と連携して、通行止め解除後も含め不要不急の外出を控える呼びかけや広域的な迂回路情報など幅広い広報に努めること。
- ・通行規制の実施に当たっては、高速道路等の各道路管理者は他の道路管理者及び都道府県

警察等と通行止め措置に関して連携を図り、また、短期間の集中的な大雪の場合には、躊躇なく、高速道路と並行する国道等を同時に通行止めすることも含め、通行規制の区間やタイミング等について調整を行うこと。

- ・降積雪によって立ち往生車両や放置車両が発生した場合の対応については、平成 26 年 11 月に災害対策基本法が改正・施行されて、その対策の強化が図られたところであり、管理する道路において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性がある場合には、必要に応じて同法第 76 条の 6 の規定を活用して、迅速に立ち往生車両の移動等の措置を講じること。
- ・車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、道路管理者と地方整備局や地方運輸局等を中心とする関係機関が連携のうえ支援体制を構築し、滞留車両への救援物資の提供や必要に応じた避難所への一時避難の支援など滞留車両の乗員の安全確保に努めること。

○住宅関係

- ・公共賃貸住宅における雪害防除に係る維持管理体制の強化、積雪などにより倒壊のおそれがある空き家住宅の除却等による災害の防止等に努めること。克雪住宅の整備等の対策に取り組むよう努めること。
- ・緩勾配の鉄骨造屋根の建築物、膜屋根の建築物、カーポート、アーケード、老朽化した木造住宅等の点検・補修に努めるよう広く呼びかけること。

また、特に、災害時の避難所に指定される体育館等の防災拠点施設の管理者に対して、当該施設の設計時に想定した積雪荷重及び積雪に係る構造関係規定についての既存不適格の有無を把握した上で、積雪荷重に対して構造耐力上の余裕が少ないと判断される建築物については、降雪及び降雨に関する気象情報等（大雪警報相当規模の降雪が見込まれ、かつ、大雪後の降雨により積雪による荷重が一層増す場合等、概ね建築基準法に定める積雪荷重に相当する重量分を超えることが予想される場合等における降雪等に関する気象庁からの注意喚起を含む。）も参考として、設計時に想定した積雪荷重と屋根の積雪の状況を勘案し、必要に応じて使用停止等の措置を講ずるよう、注意喚起を行うこと。

○鉄道関係

- ・気象情報の適時把握と除雪体制の整備などによる的確かつ迅速な除雪の実施、降雪による倒木や架線切断などを想定した障害防止策の実施などにより、輸送の安全に万全を期すること。
- ・大雪や暴風雪等が見込まれる場合においては、路線の特性に応じて計画運休を検討し、旅客の安全確保に努めること。また、急な降雪状況の変化が生じた場合においては、列車が駅間に停止することのないよう、必要に応じて運転を見合わせる等、適時適切な対応を実施すること。

やむを得ず列車が駅間で停止し、運転再開までに長時間を要すると想定される場合は、

乗客の安全確保を最優先とし、運転再開に係る手配と並行して乗客救出を行うことを徹底するとともに、警察、消防、自治体などの関係機関への支援の要請など、あらゆる手段を講じること。

- ・列車の運行が困難となった場合であっても、可能な限り旅客への便宜を図るとともに、バスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すこと。
- ・鉄道利用者等に対し、復旧の見通し等について適時適切な情報提供を行うこと。

○自動車関係

- ・気象情報や道路における降雪状況を適時把握し、輸送の安全確保に万全を期すとともに、鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すこと。
- ・運送事業者に対し、降雪時には、スタッドレスタイヤを装着するとともに、チェーンの携行又は装着の徹底を指導すること。

○海事関係

- ・気象情報や港湾施設の状況等を適時把握し、降雪による視界不良及び冬季における強風、高波等に対する船舶の安全な運航管理に万全を期すこと。

○港湾関係

- ・気象情報や降雪・波浪状況等を適時把握し、関係各機関及び事業者との連携を図りつつ、冬期における降雪・強風・高潮・高波等に対する港湾施設等の安全対策や事故及び災害発生時の迅速的確な対応に万全を期すこと。
- ・冬期風浪による高潮・高波等の影響により、災害が発生するおそれがあることから、巡視・点検等により港湾施設及び海岸保全施設の適切な維持管理に努めること。
- ・港湾区域等又は海岸保全区域内の許可工作物等に被害が発生した際には、速やかに施設管理者から港湾管理者等又は海岸管理者へ情報連絡を行うよう連絡体制の確保に努めること。
- ・特に平成 30 年の集中的な大雪による教訓を踏まえ、臨港道路において大型車の立ち往生等が発生又は発生するおそれがある場合、通行止め措置や除雪作業等により交通への影響を最小限におさえられるよう、関係者間の連絡体制及び復旧体制について再確認し、徹底を図ること。
- ・なお、平成 28 年 5 月に災害対策基本法が改正・施行され、港湾管理者等においても立ち往生車両・放置車両の強制移動等を行うことが可能となったことから、管理する道路において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性がある場合には迅速に立ち往生車両の移動等の措置を講じること。
- ・内陸部に雪捨て場を確保できない場合、港湾内の水面等の活用可能性の検討について関係機関と連携すること。

○航空関係

- ・気象情報や降雪状況を適時把握し、空港の基本施設等の積雪対策を講じて、定期便等の安

定運航及び安全運航に万全を期すこと。

- ・大雪等により空港アクセスに支障が見込まれるおそれがある場合は、アクセス事業者を含む関係機関との情報共有、連携を強化するとともに、多言語によるSNS等を活用した空港アクセス等に関する情報提供を適宜適切に実施すること。
- ・空港内に滞留した旅客等に対して非常用物資が行き亘るよう、備蓄体制を十分確保すること。

○観光関係

- ・気象情報や降雪状況を適時把握し、登録ホテル・旅館施設に被害が発生した場合は、速やかに状況を確認するとともに、施設側からも速やかに報告するよう連絡体制の確保に努めること。

中 防 災 第 39 号
令 和 3 年 11 月 26 日

各指定行政機関の長
各指定公共機関の代表 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)
岸 田 文 雄

降積雪期における防災態勢の強化等について

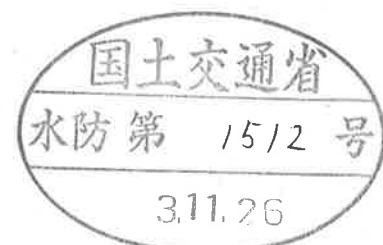
貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであるが、例年、降積雪期においては、依然として災害による犠牲者が発生している状況にある。

昨冬期は、12月から1月にかけての大雪に伴い多数の自動車の立ち往生が発生するとともに、除雪作業中の事故などにより、死者110名、重傷者675名等、多くの人的被害が発生した。

また、豪雪地帯では、高齢化及び過疎化の進展、除雪の担い手となる建設業者等の減少が課題となっていることに注意が必要である。加えて、特に普段雪害が少ない地域においては、平成26年2月の大雪で教訓となった初動体制や除雪体制の整備、住民、ドライバー等への的確な情報提供、要配慮者への対応、孤立のおそれがある地域に対する対策等に十分留意する必要がある。

については、これらを踏まえ、これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、人命の保護を第一とした防災態勢の一層の強化を図るべく、下記の点に留意した取組を行うようお願いする。

また、以上について、「市町村のための降雪対応の手引き」（内閣府、令和3年11月改定）の内容を含め、貴管下関係機関へ周知徹底をお願いする。



記

1. 大雪、暴風雪等の発生に備えた災害初動体制の確立等

(1) 総合的な防災体制の確立

国、都道府県、市町村、関係団体及び住民が一体となった総合的な防災体制の確立を図ること。具体的には、大雪、暴風雪等により、大きな被害が予測される場合においては、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関は、地方公共団体に事前に情報連絡要員を派遣する等連携を強化すること。また、救援及び要救助者の位置情報提供等の要請があった場合には、迅速かつ的確に対応できるようあらかじめ体制を整備すること。

大雪、暴風雪等が予想される場合には、気象情報（早期注意情報（警報級の可能性）や、現象の経過、予想、防災上の留意点の解説等）、注意報及び警報（平成 29 年度から警報級の時間帯等を色分けした時系列で表示）を活用して、夜間休日も含めた宿日直体制や職員の参集、災害対策本部の適切な設置等による災害即応体制を確保した上、特別警報の発表を待つことなく早めの対応をとること。

また、積雪による停電等、庁舎が被災した状況にあっても災害対策機能が維持されるよう、非常用発電機の設置及び燃料の備蓄による電源の確保を行うとともに、庁内の設備等について定期的な保守・点検等の実施や停電時に確実に作動するよう確認、訓練等の対策を講じること。

なお、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、体制の整備に当たっては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 11 月 19 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないように、新型コロナウイルス感染防止策を講じること。

(2) 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

気象庁が発表する大雪や暴風雪に関する気象情報、特別警報、警報、注意報、なだれ注意報、降雪短時間予報、大雪に関する早期天候情報、1 か月予報等による長期的な降雪量予報等（以下「防災気象情報等」という。）やアメダス等の観測値、降積雪の分布を示した解析積雪深、解析降雪量等に注意を払うとともに、必要な場合には、これらの情報を住民その他必要な連絡先に伝達し、大雪、暴風雪等が予想される場合等に外出を避けること等について注意喚起すること。

また、情報の伝達に当たっては、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティ FM、L アラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の活用を促進するとともに、情報が伝わりにくい要配慮者に対しても字幕・手話放送、多言語（やさしい日本語を含む。）での情報発信等により避難指示

等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進すること。

(3) 適切な道路管理及び交通対策

ア 集中的な降雪、暴風雪等により走行不能となる車両が発生した又は発生するおそれがある場合等においては、人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含め、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めること。

イ あわせて、道路管理者及び関係機関は、通行止め予測等の情報提供や、広域迂回及び需要抑制の呼び掛けを、内容を具体化して繰り返し実施すること。

ウ 雪崩防止施設等の巡視・点検の徹底により、道路交通の安全確保を図ること。

エ 降積雪によって立ち往生車両や放置車両が発生した場合の対応については、平成 26 年 11 月及び平成 28 年 5 月の災害対策基本法の改正・施行により、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者による立ち往生車両・放置車両対策の強化が図られたところであり、管理する道路において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性がある場合には、必要に応じて同法第 76 条の 6 の規定等を活用して、迅速に立ち往生車両の移動等の措置を講じること。

オ 車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、道路管理者と地方整備局や地方運輸局等を中心とする関係機関が連携の上、支援体制を構築し、滞留車両への救援物資の提供や必要に応じた避難所への一時避難の支援など、滞留車両の乗員の安全確保に努めること。

(4) 関係業界から除排雪に係る協力を確保する取組の推進

大雪に対する除排雪の担い手確保のため、所管省庁は、発注工事等の一時的な中断等関係事業者が除排雪作業を迅速に行えるよう、地方支分部局に関係事務の弾力的な運用を促す等の取組を推進すること。また、関係業界と連携し、広域的な除排雪の体制の整備を推進すること。

(5) ライフライン事業者及び鉄道事業者等の警戒体制の強化

ライフライン事業者及び鉄道事業者等は、大雪、暴風雪等による障害発生 の未然防止に努めるとともに、大雪、暴風雪等による障害が発生した際に迅速な対応ができるよう警戒体制を構築すること。また、ライフライン事業者等の所管省庁は、ライフライン事業者等に警戒体制の強化を促すこと。

(6) 災害救助法の適用

住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、必要に応じて都道府県知事の判断により災害救助法を適用することも可能であることを

周知すること。

なお、災害救助法を適用した際、応急救助の一環で、障害物の除去として実施した家屋の雪下ろしの費用については、国庫補助の対象となり得ることに留意すること。

2. 大雪、暴風雪等における住民等に対する普及啓発・注意喚起等

(1) 在宅時の安全な過ごし方等について

大雪、暴風雪等が予想される場合に不要不急の外出を避けること、懐中電灯、携帯ラジオ、食料、飲料水等を準備すること、FF式暖房機の給排気口付近の除雪状況を確認すること等について普及啓発を促進すること。

また、要配慮者の安全確保について、特に配慮すること。

(2) 車両の運転等について

大雪、暴風雪等が予想される場合には、できる限り車両の運転は避けること、やむを得ず車両を運転する場合は、以下の点に注意することについて、車両運転者、関係団体等への普及啓発活動を実施すること。

ア 事前の気象情報、道路情報等を確認すること。

イ 車両の点検整備を確実にを行い、スタッドレスタイヤを装着すること。大雪時に、スタッドレスタイヤを装着してもなお、立ち往生するおそれがあるので、チェーンを装着又は携帯すること。

ウ 防寒着、長靴、手袋、カイロ、スコップ、牽引ロープ、飲料水、非常食等を準備し、道路状況に応じた無理のない運転に努めること。

エ 暴風雪の際の早期避難、車両の走行不能時の早期の救助依頼、車両内で待機時のマフラーの定期的除雪及び適切な換気による一酸化炭素中毒の防止、立ち往生してやむを得ず車を離れる場合にはドアをロックせず、キーを車内の目立つ場所に残すこと等が重要であること。

なお、本格的な降積雪期を迎えるに当たって広く周知するのみならず、大雪が予想される場合にも改めて周知すること。

(3) 防災気象情報等の活用について

大雪、暴風雪等が予想される場合には、住民一人ひとりが的確に安全確保の行動をとられるよう、気象情報、注意報、警報（平成29年度から警報級の時間帯等を色分けした時系列で表示）及び降雪短時間予報を活用して、特別警報の発表を待つことなく早めの行動をとることの重要性について普及啓発活動を促進すること。

(4) 孤立のおそれがある地域における対策について

地方公共団体において、豪雪により孤立のおそれがある地域をあらかじめ把握し、当該地域の住民に対して、食料、水、燃料等の十分な備蓄を図るよう普及啓発を促進すること。

特に、別荘地等の住民登録をしていない者が多い地域については、地方公共団体において、日頃から、当該地域が孤立のおそれがあることと併せて、

孤立した場合の対応や市町村の連絡窓口の周知を図る等の対応が行われるよう普及啓発を促進すること。

3. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起

(1) 雪下ろし等除雪作業中の事故防止

昨冬期の雪による犠牲者の約9割が、雪下ろし等の除雪作業に従事している間に亡くなったことを踏まえ、作業時の家族・近所への声かけ、複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定、除雪道具の点検・手入れ、ガス設備の損傷事故の防止等の実践的な留意点について普及啓発・注意喚起を行うことにより、除雪作業中の安全対策の徹底を図ること。

(2) 歩行型ロータリ除雪機による事故防止

昨冬期、歩行型ロータリ除雪機により、被害者が重傷を負い、又は死亡した事故が、少なくとも15件発生していることを踏まえ、歩行型ロータリ除雪機にひかれる、除雪機と壁等に挟まれる、オーガ（雪をかき崩し、収集するための装置）等に巻き込まれる、投雪口に手を突っ込み負傷するなどの事故の防止等の留意点について注意喚起を行うことにより、安全対策の徹底を図ること。

(3) 高齢者の事故防止

昨冬期の雪による犠牲者の約8割が、65歳以上の高齢者であったことを踏まえ、支援の必要な高齢者宅の状況を市町村、消防機関、福祉関係機関等との連携による巡回等により把握し、必要に応じ消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力の下、事故を防止し、高齢者が無理をすることなく除雪する取組を促進すること。

4. 除雪体制等の整備

(1) 地域コミュニティの共助による雪処理活動（地域一斉雪下ろし等の推進）

自治会等が中心となり、地域住民等が日時を決めて一斉に生活道路や公共施設の除排雪を実施すること、雪下ろしの困難な高齢者、障害者世帯等の雪下ろしや敷地内の排雪を組織的に行うこと等が安全で円滑な雪処理を図る上で有効と考えられることから、地域の実情に応じて、こうした地域コミュニティの共助による取組の普及啓発を促進するとともに、近隣同士の除雪作業時の見守りや声かけを行うことを奨励すること。

ただし、新型コロナウイルス感染症対策が重要となっている現下の状況に鑑み、地域での活動等の実施に当たっては、先述の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、感染の状況等に留意しつつ、クラスターが発生することがないように、感染防止対策の徹底を奨励すること。

(2) 除雪ボランティアの受入れと安全確保対策

雪下ろし作業の困難な高齢者、障害者等を支援し、除雪作業に必要な人材

を確保するため、地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を促進し、受援体制の整備に努めること。

また、除雪ボランティアの受入れの際には、安全な除雪作業に関する事前学習、ボランティア保険への加入奨励、危険作業の回避、ヘルメット等の装備の徹底、ガス設備の損傷事故防止への注意徹底を図る等、安全確保対策を十分に講じるよう普及啓発を促進すること。

加えて、上記（１）に記載のとおり、感染防止対策の徹底を奨励するとともに、被災地域のニーズ等を的確に把握し、地域住民等の意向や意見を踏まえた体制の整備を促すこと。

（３）広域連携による担い手確保及び情報交換等

雪処理の担い手が不足している地域や普段雪害が少ない地域において、当該地域の除雪機材、人員のみでは対応が困難な場合に備え、当該地域外の除雪機材、人員を有する地方公共団体と災害時に相互協力をするための協定を締結・活用する等、地域の実情に応じて、広域連携による雪処理等の取組及び情報交換を促進し、降雪量に応じた速やかな応援・受援が行われるよう、体制の整備を促すこと。

加えて、上記（１）に記載のとおり、感染防止対策の徹底を奨励するとともに、被災地域のニーズ等を的確に把握し、地域住民等の意向や意見を踏まえた体制の整備を促すこと。

（４）道路の除雪体制の整備

道路管理者は、大雪に備え、他の道路管理者等と連携してタイムラインを策定するとともに、管理する道路について、大雪時に予防的な通行止めを実施する区間をあらかじめ設定し、除雪機械の配備を行うなど、除雪の初動体制について十分な対策を講じること。

地方公共団体が管理する道路においても同様の検討が行われるよう普及啓発を促進すること。

（５）資機材等の確保支援

異常な降雪等、地域の除排雪能力を超過するような大雪が発生した場合、当該地域外からの資機材や除雪機械等の派遣による支援等により、除雪を行うために必要となる人員及び機材を継続的に維持することができるよう配慮し、建設機械等の除雪への活用を迅速に行える体制を整えること。

（６）空き家等の対策

ア 空き家等については、平常時より所有者を特定し、当該所有者の責任において除雪を実施させる取組を促進すること。また、空き家等に係る除排雪に関する先進的な取組の普及を図ること。

イ 所有者が不明である等の理由で空き家等の除雪を行う必要がある場合には、以下の対応が可能であることを地方公共団体に対し周知すること。

（ア）災害対策基本法による対応

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、災害対策

基本法第 62 条第 1 項に基づく災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置として、空き家等に係る雪害対策を行うことができること。

この際、応急措置を実施するため必要であると認めるときであつて、危険を防ぐための緊急避難措置として必要な場合に限り、災害対策基本法第 64 条第 1 項に基づき、市町村長の判断で除雪のために当該空き家等に立ち入ることができること。

(イ) 災害救助法による対応

災害救助法が適用されている場合で、当該空き家等の倒壊等により隣接する住家に被害が発生し、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、同法第 4 条第 1 項第 10 号に基づく障害物の除去として除雪を行うことができること。

(7) 雪捨て場の確保

事前に雪捨て場の確保と整備を図り、周知するとともに、大雪に備え、雪捨て場面積の拡大等柔軟かつ迅速に対応できる体制をあらかじめ整えておくこと。

5. 雪崩等に対する警戒避難体制の確立

(1) 雪崩危険箇所等の把握及び周知の促進

市町村が、あらかじめ、関係機関と協議し、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の雪害事例等を勘案して、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関を始め周辺住民、観光施設（例えばスキー場）等の利用者等（以下「周辺住民等」という。）に対して、要配慮者等への配慮に留意しつつ、周知するよう促すこと。

また、防災気象情報等に留意するとともに、降積雪の状況等を的確に把握し、状況に応じて、雪崩危険箇所等を中心に警戒巡視を行うよう促すこと。

(2) 雪崩に関する普及啓発の促進

市町村が、表層雪崩は厳冬期に、全層雪崩は春先に発生しやすいこと、雪崩は滑落速度が速く、発生に気付いてから逃げるのが難しいこと等の雪崩の特徴等について、周辺住民等に対して、広く普及啓発活動を行うよう促すこと。

(3) 遅滞のない避難指示等の発令への助言等

ア 災害対策基本法第 61 条の 2 に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難指示等について助言を求めることができること及び助言を求められた都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をすることを、地方公共団体に対し周知すること。また、助言を求められた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

イ 市町村が、降積雪の状況、防災気象情報等の発表等の情報、過去の雪害

事例等を勘案し、雪崩、家屋の倒壊等により、周辺住民等の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、関係機関と連携して情報収集し、遅滞なく避難指示等を発令し、避難行動を促すことができるよう協力すること。また、市町村が避難指示等発令の判断に活用できるよう情報提供に努めること。

(4) 効果的かつ確実な情報伝達の促進

避難指示等の伝達について、市町村が、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メール、マスメディアとの連携や広報車、ホームページ、SNS、コミュニティFM、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段を活用するとともに、情報が伝わりにくい要配慮者に対しても字幕・手話放送、多言語（やさしい日本語を含む。）での情報発信等により避難指示等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を行うよう促すこと。

(5) 避難所施設貸出への協力

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、「災害が発生するおそれのある段階からの避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について」（令和3年6月17日府政防第741号）の内容を踏まえ、各省庁が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、避難所（福祉避難所を含む。）としての貸出に協力すること。また、所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出への協力を依頼すること。同様に各指定公共機関においても、所有する施設の貸出に協力すること。

なお、避難所の開設・運営に当たっては、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（内閣府男女共同参画局、令和2年5月）の内容を踏まえ、女性と男性のニーズの違いを十分に配慮した避難所の環境整備を促すこと。

6. 要配慮者及びその関連施設に対する平常時及び緊急時の適切な情報収集・警戒避難体制の整備

ア 平常時より、高齢者等の要配慮者宅やその関連施設の状況を把握するため、市町村、消防機関、福祉関係機関等が連携して行う巡回等の取組を支援すること。

イ 難病患者、透析患者等の医療的ケアを必要とする者等については、平時から把握し、豪雪により孤立した場合の対応を検討しておくこと。

ウ 特に大雪、暴風雪等に備え、適切に情報の収集や提供を行い、除雪が困難又は危険な場合においては、必要に応じ消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検及び避難の際の輸送手段等の確保を促す等、警戒避難体制等の防災体制の整備を促進すること。

エ 避難行動要支援者について、市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難支援等の実施に努めることとなっており、大雪、暴風雪等により停電が発生した場合に、電源を必要とする医療機器（人工呼吸器等）を使用する避難行動要支援者の電源確保などについて、市町村の求めがあったときは、必要な協力をする事。

また、避難支援等実施者が避難支援等を実施できない場合において、避難支援等関係者その他の者が、市町村が行う名簿情報や個別避難計画情報の提供を受けたときは、所要の調整を行った上で、必要な対応に努める事。

以上